

一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)(以下「法」という。)第6条第1項及び北部桧山衛生センター組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和53年条例第1号)(以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

1 計画期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日（令和6年10月1日一部改定）

2 処理計画量

北部桧山衛生センター組合(構成町:せたな町、今金町)(以下「組合」という。)の行政区域内から発生する事業系を含む一般廃棄物及び一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物を処理する。

(1)受入ごみ量

ごみの種類	計画受入量(t)	処理方法
収集ごみ	1,820	
可燃ごみ	1,402	焼却
不燃ごみ	338	破碎、焼却、埋立
資源ごみ	108	選別、圧縮梱包(カン類は破碎処理施設で破碎後、磁気選別)
直接搬入一般廃棄物(うち資源ごみ)	3,354(159)	破碎、焼却、埋立(うち資源ごみの処理方法は、上記資源ごみに同じ。)
直接搬入産業廃棄物	1,233	破碎、焼却、埋立
計	6,407	

(2)処理量

処理区分	処理計画量(t)	備考
焼却量	3,702	
直接焼却	2,350	
破碎後の焼却	1,352	
埋立量	2,060	
直接埋立	1,350	
破碎後の埋立	710	
資源回収量	455	
計	6,407	
資源化率(%)	7.1	

3 分別と収集運搬等の体制

組合が収集するごみの区分及び収集は、次によるものとする。但し、資源ごみの収集は市街地地区に限る。

(1)ごみの区分・排出方法等

ごみの区分	排出方法	収集回数	回収方法	収集方法
可燃ごみ	指定容器	週2回	ステーション回収	委託
不燃ごみ	指定容器	月2回	ステーション回収	委託
資源ごみ				
缶類	透明又は半透明容器	月2回	ステーション回収	委託
PET・瓶類	透明又は半透明容器	月2回	ステーション回収	委託
その他紙容器類	透明又は半透明容器	月2回	ステーション回収	委託
その他プラスチック容器類	透明又は半透明容器	月2回	ステーション回収	委託
飲料用紙パック類及びダンボール類(新聞・雑誌・本類含)	紐等で縛り纏める	月2回	ステーション回収	委託

(2)収集地区

◎せたな町

(北檜山区)

○A地区(緑町、本町、中央町、寿町、長渕、徳島、松岡)

○B地区(豊岡、新町、元町、愛知、太檜、新成、兜野)

○C地区(若松、栄、富里、小川、共和、二俣)

○D地区(丹羽、西丹羽、東丹羽、小倉山)

(瀬棚区)

○A地区(三本杉、本町全区、三杉荘、南川、瀬棚小学校)

○B地区(北島歌、島歌、元浦全区)

○C地区(共和、西大里、東大里)

(大成区)

○A地区(本陣川～都、上浦、富磯、太田)

○B地区(本陣川～西部、東部、花歌、宮野、平浜、買取澗、長磯)

◎今金町

○A地区(大和町、商工団地、緑町、南町、種川、住吉、中里、花石、宮島、美利河、光台)

○B地区(東町、日の出町、曙町、末広町、高美町、南栄町、寒昇)

○C地区(栄町、旭町、本町、御影、昭和町、八幡町、トマンケシ、神丘小学校、神丘(商工団地除く。)鈴岡)

○D地区(稻穂、田代、八束、白石、日進、金原、鈴金、豊田)

(3)ごみの収集日

ごみの収集は、毎年作成する「ごみ収集カレンダー」により、地区ごとに収集する。

(4)ごみの分別と種類

ごみは、次により分別して収集日の朝8時30分までにゴミステーションに出すこと。

ごみの区分	指定容器等	ごみの種類(例)
可燃物	半透明の緑色	台所の生ごみ類、魚貝類、発砲スチロール類、資源にならない紙類、古着・布きれ類、革・ごむ製品類など(但し、指定容器に入らないものは処理券により排出)
不燃物	半透明の黄色	セトモノ類、ガラス類、木片類、資源にならないプラスチック類、布団・マットレス・毛布類、カーペット類、小型の家具類、家電製品類、自転車など(但し、指定容器に入らないものは処理券により排出)
資源ごみ	缶類	透明又は半透明 ※スプレー缶は必ず穴をあける。
	PET・瓶類	透明又は半透明 飲料用ペットボトル(PET1)、ガラス瓶
	その他紙容器類	紙の箱、包装紙、紙袋、紙筒、酒等の紙パック(内側が銀色のもの) ※ハガキ・レシート・封筒・写真・ノート・チラシ・雑誌・新聞・ワックスが塗ってある紙コップなどは「可燃物」
	その他プラスチック容器類	容器包装リサイクル法に規定する容器包装プラスチック
	紙パック類及びダンボール類(新聞・雑誌・本含)	紙パック類は、牛乳パック、ジュースなど内側が白色の紙パックのものをいう。ダンボール類には、新聞・チラシ、本・雑誌類を含む。

4 ステーションへの排出禁止廃棄物

収集運搬及び処理に支障を及ぼすおそれのある次の廃棄物は、排出禁止とする。

- ア 分別がされていないもの
- イ 引越し等により一時に多量に排出されるもの
- ウ 火災ごみ及び工作物の解体に伴って生じた廃木材等
- エ 液状又は泥状のもの
- オ 法第6条の3第1項の規定により主務大臣が指定する適正処理困難物
- カ 特定家庭用機器再商品化法第2条第4項に定める特定家庭用機器

キ 収集運搬及び処理に際し特別の取扱い又は処理を著しく困難にし、又は廃棄物処理施設の処理機能に支障を及ぼすおそれのあるもの

5 処理しない廃棄物の品目指定

条例第4条第2項の規定により、次の廃棄物は処理しない廃棄物に指定する。

ア 除根及び伐木

イ 廃油及び廃酸

ウ タイヤ(自動二輪車、原動機付自転車のタイヤを含む)

エ 農薬及び劇薬(洗浄済み空容器を除く)

オ プロパンガスボンベ

カ 消火器、バッテリー

キ 塗料(内容物の入ったもの。)

ク 自動車、自動二輪車、原動機付自転車、バッテリー式シニアカー

6 多量の一般廃棄物の指定

次の業種及び事業団体等から排出される一般廃棄物は、自ら組合の施設に運搬しなければならない。

ア 家具、建具等木製品製造業

イ 土木、左官、建築業

ウ 生コンクリート、採石、その他建設資材販売業

エ 電気工事業

オ 自動車修理業

カ 経済団体、協同組合、雑貨販売業

キ その他多量の一般廃棄物を廃出していると組合長が認める店舗、事業所等(公共施設を含む)

7 組合が処理する産業廃棄物

組合が処理する産業廃棄物は、組合行政区域内から排出される産業廃棄物で、一般廃棄物と併せて処理することが適當なもの及び量で、次に掲げる産業廃棄物とする。

ア 燃え殻

イ 汚泥

ウ 廃プラスチック類(石綿含有物含む。)

エ 紙くず

オ 木くず

カ 繊維くず

キ ゴムくず

ク 金属くず

ケ ガラスくず

コ コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有物含む。)

サ ばいじん(固形化物)

8 廃棄物処理手数料

廃棄物の処理手数料

手数料の区分	取扱区分	金額	備考
1 ごみ処理手数料	一般廃棄物(ごみ等に限る。)を収集運搬して処分するとき。	① 組合が指定した容器を使用する場合 ア 容量 15ℓ 又は重量 7.5 kgの容器1個につき33円 イ 容量 25ℓ 又は重量 11kgの容器1個につき55円 ウ 容量 50ℓ 又は重量 22 kgの容器1個につき110円 ② 組合が指定した容器に収納できないごみを排出する場合 ごみの容量 50ℓ 又は重量 22 kgの容器1個につき110円	1 ごみ処理手数料は、次に掲げるところによりこれを前納しなければならない。 ① 組合が指定する容器の交付を受けたとき、交付個数に応じた手数料 ② ごみ処理券の交付を受けたとき、交付枚数に応じた手数料 2 手数料の算出にあたって処理した容量及び重量に基礎単位未満の端数があるとき。 ① 基礎単位に容量及び重量ともに満たないときは、基礎単位とする。 ② 基礎単位に容量及び重量のどちらかが越えるときは、基礎単位で算出した手数料
2 資源ごみ処理手数料	資源ごみ(組合が指定する資源ごみに限る。)を収集運搬して処分するとき。	無料	
3 直接搬入ごみ処理手数料	一般廃棄物(ごみに限る。)を組合施設に直接搬入するとき。	ア 重量 100kgまで440円 イ 重量 100kgを越えるときは、20kg 増すごとに88円加算した金額 (但し、資源ごみについて)	手数料を無料とする資源ごみは、搬入者が資源ごみとして分別し搬入したものに限る。

		ては処理手数料を無料とする。)	
4 産業廃棄物処理手数料	産業廃棄物(ごみに限る。)を組合施設に直接搬入するとき。	ア 重量 100kgまで770円 イ 重量 100kgを越えるときは、20kg 増すごとに154円 加算した金額	

9 廃棄物処理施設の概要

(1) 処理施設

施 設	設置場所	管理体制	施設規模
焼却処理施設	せたな町北檜山区共和 120-5	直 営	機械化バッチ炉 12.5t / 8h × 2 炉、バグフィルター、廃固形化
破碎処理施設	せたな町北檜山区共和 120-6	委 託	衝撃回転破碎+回転式選別+風力選別+磁選機 35t/5h
リサイクルセンター	せたな町北檜山区豊岡 49-1	委 託	手選別+圧縮+梱包 3t/5h
最終処分地施設	せたな町北檜山区共和 120-1	直 営	○埋立地 管理型 面積 12,900 m ² 容量 77,500 m ³ ○浸出水処理施設 生物処理+脱窒+凝集沈殿+砂ろ過+滅菌 40 m ³ /日

(2) 運搬施設

ごみの区分	収集車両	台 数	収集体制
可燃ごみ	パッカ一車(4t)	3 台	委 託
不燃ごみ	パッカ一車(4t)	1 台	委 託
資源ごみ	平ボデー車(3.5t)	1 台	委 託

10 発生抑制等の推進

ごみの排出抑制、再生利用の推進を図るため次の事業を展開する。

ア 資源ごみ処理手数料無料化事業

資源ごみとして収集をする一般廃棄物については、可燃ごみ及び不燃ごみ処理手数料との経済的インセンティブを明確化し、地域住民の意識改革、行動変容を促進する為に無料化を実施する。

イ 環境教育、普及啓発

地域の小学校高学年児童から「ごみ処理に関する」標語、ポスターを募集し、優良作品をポスター化して地域住民の意識の向上及び普及啓発活動を実施する。

また、各地域の小学校には啓蒙ビデオを作成配布して環境教育を推進する。

さらに、施設見学の推進や定期的な啓蒙チラシの配布、広報等によりごみの分別、減量化の住民意識の啓発を継続的に実施する。

ウ マイバック運動、レジ袋対策

組合構成町と連携しレジ袋の減量化を目指し、マイバックの使用啓発を図り、廃棄物の発生抑制を目指す。

エ 集団回収の推進

組合構成町と連携し地域子ども会や自治会に集団回収による資源化の啓蒙啓発を推進する。

オ 生ごみの減量化

組合構成町の補助制度を活用して家庭から排出される生ごみの堆肥化を奨励する。

カ 事業系一般廃棄物の減量化対策

事業系一般廃棄物の分別の徹底を図るため、許可業者への指導や事業者への呼びかけを行なう。

キ 産業廃棄物の適正処理

組合の行政区域内から発生する産業廃棄物の適正処理を図るための啓蒙啓発と事業者への指導を行なう。

11 不法投棄対策

組合構成町と連携し、定期的な地域の巡視を行い、不法投棄の早期発見や看板設置、土地所有者への指導等を行い地域の環境保全に努める。